



# コンプライアンス

コンプライアンスは法令等の遵守にとどまらず、顧客および社会の信頼を獲得するためのすべての行動ととらえています。グループ横断的な施策と、グループ各社それぞれの施策の双方から、取組みの強化を図っています。

## コンプライアンスにおける理想像と中期目標

大和証券グループの全役職員が、証券業の公共性を踏まえ、常に高い倫理観を持って証券市場の健全な発展に寄与する

ことが必要です。

従業員一人ひとりが、高いコンプライアンス意識を持ち、業務のなかのリスクや問題点を自ら発見して改善できる自浄作用を持ったシステムを維持してまいります。

	2006年度の課題・目標	2006年度の実施・進捗状況
グループ全体	<p>グループ各社への「企業倫理ホットライン」啓発活動の実施</p> <p>反社会的勢力への対応強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ主要3社において、「企業倫理研修」を実施</li> <li>「企業倫理ホットライン」の社内ウェブサイトをリニューアルし、グループ各社からのアクセス機能を充実</li> <li>グループ各社の総務担当管理職を対象に通報事例の傾向などについての情報を共有化するとともに、注意喚起を促し自浄機能を強化</li> <li>情報収集機能の強化、データの蓄積を行い、グループ各社の新規取引先・投資先に関する助言を強化</li> </ul>
大和証券	<p>真にお客様が望む資産形成をサポートするための提案営業の実践</p> <p>上席者とお客様との面談制度の再強化</p> <p>苦情・クレーム撲滅のための業務品質の向上</p> <p>不公正取引・反社会的勢力排除の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資経験などのお客様属性を把握することの重要性について全役職員への「コンプライアンス研修」およびサテライト放送で周知</li> <li>高齢のお客様など、特定のお客様に対する支店長、ライン課長による上席者面談の実施状況をコンプライアンス部において月次で管理</li> <li>営業員への意識啓発、および営業店とコンプライアンス本部の連絡を密にとる体制を継続し、お客様相談センターへの苦情件数が減少</li> <li>グループ本社と共同で営業店を訪問し、企業倫理・業務品質の向上と反社会勢力排除の徹底を目的とした研修を73か店で実施。反社会勢力の口座開設を未然に防止した事例が増加</li> </ul>
大和証券SMB	<p>適時必要な内容を盛り込んだ研修の実施と、eラーニングコンテンツの充実</p> <p>個人データの漏洩未然防止体制の定着化</p> <p>利益相反事例の点検体制の構築</p> <p>金融庁の「証券会社向けの総合的な監督指針」を充足する体制の整備</p> <p>日本証券業協会の新ルールに沿った売買管理体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券事故や他社勧告事例を踏まえ、未然防止のための研修をタイムリーに実施する体制を構築するとともに、最新事例についてeラーニングコンテンツを作成</li> <li>派遣社員への研修制度を拡充</li> <li>全社ベースで個人データの実在性点検を実施。各部で漏洩未然防止の研修を行うとともに、外部委託先の選定管理体制を厳格化</li> <li>全社ベースですべての案件ごとに利益相反の有無を判定するチェック体制を構築</li> <li>監督指針が要請する水準を満たさない項目を洗い出し、改善策を策定</li> <li>ルールに準拠した取引審査機能を有するシステムを構築</li> </ul>

## コンプライアンス推進体制

グループ全体のコンプライアンスに関する理念や方向性の策定、グループ各社におけるコンプライアンス関連の情報集約、コンプライアンスの徹底が可能となる職場環境づくりや倫理観の醸成など、グループ横断的な施策についてはグループ本社が中心となり取り組んでいます。一方で、グループ各社の業態の違いにより遵守すべき法令などが異なることから、コンプライアンスに対する細かな規程や対応は、グループ各社のコンプライアンス部門が主導となり取り組みを行なっています。

グループ本社、各社がそうしたそれぞれの役割を果たすとともに、双方の取り組みの連携を強化することで、グループ全体としてのコンプライアンス体制を維持・推進しています。

## 2006年度の取り組み

### 内部通報制度(企業倫理ホットライン)の仕組みと実績

職場で問題のあった場合に、グループ本社の企業倫理担当、もしくは社外の弁護士に直接通報できる「企業倫理ホットライン」を、2003年1月から導入しています。

通報を受けた場合には、グループ各社の内部管理統括責任者やコンプライアンス担当者と協力し、通報者保護に留意しながら実態調査を行います。2006年度の通報件数は74件と、2005年度の49件と比較して50%の増加となりました。これは、ホットラインに関する研修の効果や、通報に対してできるだけ早く対応するよう努めていることなどにより、ホットラインに対する社内の認知度や信頼度が高まり、利用者の裾野が広が

てきたことの現れだと判断しています。通報内容は職場環境にかかわるものが多く、職場環境の改善についてはホットラインの効果が現れていると考えています。今後も、問題を未然に防ぐ抑止力として十分に機能するよう、制度の信頼度と認知度を高め、適切な利用が推進されるよう、制度の充実を図ってまいります。

### 通報制度とその対応

通報内容	対応
パワーハラスメント、人格否定的な発言等	事実調査後、上席者に対する注意喚起および指導を徹底
セクシャルハラスメント的な行為	事実調査後、スタッフに対する注意喚起および指導を徹底
営業姿勢やルール違反	事実調査後、特定者対象の特別研修を含む指導を実施
マナー違反	業務態度、身だしなみ等について集合会議での注意喚起

### 適時必要な内容を盛り込んだ研修の実施と、eラーニングコンテンツの充実

定期的を実施しているコンプライアンス研修に加え、重要事例が起こった際に、それに関連すると思われる部署で同様事例の未然防止のための研修を随時実施することに努めました。また、eラーニングについても、2006年度に行われた広告審査のルール変更に関するもの、最新の証券事故や行政処分事例をまとめたものなど、現状に即したテーマのコンテンツを作成し、それを活用した研修を実施しました。

▶ [WEB参照](#) 利益相反事例の点検体制の構築

## >> 2007年度の目標と主な行動計画

グループ各社における企業倫理研修の実施、企業倫理ホットラインに関する従業員アンケートの実施などを通じて、グループ各社での企業倫理とコンプライアンス意識の醸成に取り組めます。また、反社会的勢力との断絶についても、グループ各社に対し随時モニタリングを行い、反社会的勢力の排除に関するデータベースの一層の充実を図るなどの施策を通じて、対応を強化してまいります。

また、金融商品取引法や改正金融商品販売法などが施行されるこ

とを受けて、顧客管理体制や投資勧誘体制など、新法が求める諸体制の構築を進めることが2007年度の最重要課題です。そのほか、個人情報の管理を徹底するため、個人データの实在性および外部委託先選定管理体制を引き続き確認します。また、経済制裁対象口座やマネーロンダリングに対するチェック体制の強化など、外国為替法令に関するコンプライアンス体制の強化・拡充を進めます。